

13 防災会議等に関する資料

13-1 魚津市防災会議条例 昭和38年6月25日 魚津市条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、魚津市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 魚津市地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者のうちからこれに充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 富山県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 富山県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 富山県東部消防組合の職員のうちから市長が任命する者
 - (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年3月19日条例第4号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月21日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(魚津市水防協議会条例の廃止)

2 魚津市水防協議会条例(昭和58年魚津市条例第16号)は、廃止する。

附 則 (平成24年9月19日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年3月25日条例第11号)

この条例は、平成25年3月31日から施行する。

13-2 魚津市防災会議委員

区分	職名	住所・TEL	
会長	魚津市長		
第1号 (指定地方行政機関)	中部森林管理局富山森林管理署長	富山市黒崎字塚田割591-2 076-424-4931	
	第9管区海上保安本部伏木海上保安部長	高岡市伏木錦町11-15 0766-44-0197	
	北陸地方整備局富山河川国道事務所黒部 国道維持出張所長	黒部市荻生7180-1 52-1714	
	北陸農政局富山支局長	富山市牛島新町11-7 富山地方合同庁舎 076-441-9300	
第2号 (県)	富山県新川農林振興センター所長	魚津市新宿10-7 富山県魚津総合庁舎3階 22-9133	
	富山県新川土木センター所長	魚津市新宿10-7 富山県魚津総合庁舎2階 22-9114	
	富山県新川厚生センター魚津支所長	魚津市本江1397 24-0359	
第3号 (警察)	魚津警察署長	魚津市本江1000 24-0110	
第4号 (消防)	富山県東部消防組合の職員のうちから市 長が任命する者	魚津市本江3197-1 24-0119	
第5号 (市)	魚津市副市長		
	魚津市企画総務部長		
	魚津市民生部長		
	魚津市産業建設部長		
	魚津市上下水道局次長		
	魚津市教育委員会次長		
魚津市産業建設部建設課長			
第6号	魚津市教育長		
第7号	魚津市消防団長		
第8号 (指定公共機関等)	指定公共 機関	日本郵便(株)魚津郵便局長	魚津市本江1007 22-0400
		西日本電信電話(株)富山支店長	富山市東田地方町1-1-30 076-439-4560
		あいの風とやま鉄道(株)魚津駅長	魚津市釈迦堂1丁目1-1 88-0400
		日本通運(株)黒部支店長	黒部市北野44 52-1206
		北陸電力(株)魚津支社長	魚津市新金屋1-12-12 24-1401
		中日本高速道路(株)金沢支社 富山保全・サービスセンター所長	富山市黒崎439 076-421-9063
	指定地方 公共機関	富山地方鉄道(株)総務課長代理	富山市桜町1-1-36 076-432-5530
		(株)北日本新聞社新川支社長	魚津市吉島582-1 24-1111
	その他重要な 施設の管理者	独立行政法人労働者健康福祉機構 富山労災病院長	魚津市六郎丸992 22-1280
第9号	魚津市自主防災組織連絡会長		

13-3 魚津市災害対策本部条例 昭和38年6月25日 魚津市条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第37条の規定により準用する同法第26条の規定に基づき、魚津市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 災害対策本部は、次に掲げる事務を掌理する。

- (1) 災害対策基本法第23条の2第4項の事務
- (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法第34条第2項の事務

(組織)

第3条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第5条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月15日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月19日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月25日条例第19号）

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。